

■ 賦課の根拠について
地方税法第 294 条ならびに市税条例第 23 条の規定により市内に住所を有する個人、市内に事務所、事業所または家庭用を有する個人で市内に住所を有しない者は市民税が地方税法第 24 条ならびに県税条例第 34 条の規定により市民税を課せられる個人に対しては県民税が課せられます。
また、森林環境税(国税)は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 3 条ならびに第 7 条によって、令和 8 年度の賦課期日現在(1 月 1 日)国内に住所を有する人に対して課せられます。

■ 減免について
天災等、その他特別の事情により、納税が著しく困難となった場合、減免の適用を受けられる場合がありますので、税務課までご相談ください。
■ 滞納処分について
納期限までに税金を完納しないために、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して、10 日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。
■ 延滞金について
納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納までの期間に応じ税額(2,000 円未満のときは全額切り捨て、延滞金の計算をしません。2,000 円以上で 1,000 円未満の端数があるときは、1,000 円未満の端数を切り捨てて計算します。)(に延滞金特例基準割合(当該期間の属する各年の前年に相続特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合)に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間について

■ 市民税・県民税・森林環境税の計算方法(令和 8 年度の市民税・県民税・森林環境税は令和 7 年中の所得を基に計算します。)

所得金額	－	所得控除額	⇒	課税標準額	×	市民税の税率 県民税の税率	⇒	市民税の所得割額 県民税の所得割額	－	調整控除額	=	税額控除額等	－	配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額	=	所得割額
------	---	-------	---	-------	---	------------------	---	----------------------	---	-------	---	--------	---	-------------------------	---	------

(注)所得割額から控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額は還付または充当されます。

所得割額	+	均等割額	+	森林環境税(国税)	=	年税額
------	---	------	---	-----------	---	-----

総所得金額から下記の各種所得控除をさしひきます。ひききれないときは、分離課税短期譲渡所得、長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得等の順にさしひきます。

【所得控除(所得税の所得控除とは一部異なります。)]

雑損控除		(実質損失額－総所得金額等の10%)又は (災害関連支出－5万円)のいずれか多い額					課税総所得	税率	課税総所得	税率
							一律	6%	一律	4%
医療費控除		(医療費の実質負担額)－(総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用する場合 (前年中に支払った特定一般用薬品等の購入費－1万2千円(限度額8万8千円))					均等割			
							3,000円		1,500円	
社会保険料控除		健康保険、厚生年金、国民年金、介護保険等の支払い金額					森林環境税(国税)			
							1,000円			
小規模企業共済等掛金控除		支払った第一種共済掛金および心身障害者扶養共済掛金の金額								
生 命 保 険 料 控 除	支払金額		控除額	納税者本人の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	障害者控除 (特別障害者の場合)		26万円
	※新契約	12,000円以下のとき	全額	所得金額	33万円	22万円	11万円	(同居特別障害者の場合)		30万円
	※新契約	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	配偶者控除 一般	33万円	22万円	11万円	寡婦控除		53万円
	※新契約	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	配偶者控除 老人	38万円	26万円	13万円			26万円
	※旧契約	56,000円超のとき	28,000円	所得金額	控除額		ひとり親控除		30万円	
	※旧契約	15,000円以下のとき	全額	58万円超			勤労学生控除		26万円	
	※旧契約	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	95万円以下	33万円	22万円	11万円	扶養控除 一般	33万円	
	※旧契約	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	95万円超	33万円	22万円	11万円	養控 特定	45万円	
	※旧契約	70,000円超のとき	35,000円	100万円以下			除 老人		38万円	
	※新契約はH24.1.1以降に契約、更新したもの ※旧契約はH23.12.31までに契約したもの 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料についてそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			配偶者特別控除	100万円超	31万円	21万円	11万円	特定 被扶養者の所得金額	控除額
			105万円以下					定 58万円超95万円以下	45万円	
地 震 保 険 料 控 除	支払金額		控除額	105万円超	26万円	18万円	9万円	親 95万円超100万円以下	41万円	
	保地	50,000円以下のとき	支払金額の1/2	110万円以下			族 100円超105万円以下		31万円	
	災地	50,000円超のとき	25,000円	110万円超	21万円	14万円	7万円	別 105万円超110万円以下	21万円	
	保長	5,000円以下のとき	全額	115万円以下			除 110万円超115万円以下		11万円	
	險契	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	115万円超	16万円	11万円	6万円	基 115万円超120万円以下	6万円	
	約期	15,000円超のとき	10,000円	120万円以下			礎 120万円超123万円以下		3万円	
	控除				120万円超	11万円	8万円	4万円	控 納税者本人の所得金額	控除額
				125万円以下	11万円	8万円	4万円	基 2,400万円以下	43万円	
				125万円超	6万円	4万円	2万円	礎 2,400万円超2,450万円以下	29万円	
				130万円以下	6万円	4万円	2万円	礎 2,450万円超2,500万円以下	15万円	
			130万円超	3万円	2万円	1万円	礎 2,500万円超	0万円		
			133万円以下							
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合、限度額は25,000円										

■ 税額控除
(寄附金税額控除)
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の県民税は 4%、市民税は 6%に相当する金額が控除されます。
(総所得金額等の合計額 30%を上限)
①都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
②住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
③所得税法に規定される寄付金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、①の寄附金が 2,000 円を超える場合には、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合に乘以得た額の県民税は 5 分の 2、市民税は 5 分の 3 に相当する金額をさらに加算した金額が控除されます。(所得割の 20%に相当する金額をこえるときは、その 20%に相当する金額)

(調整控除)
前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である住民税の納税義務者については、合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)に応じ、次の掲げる金額が控除されます。
・合計課税所得金額が 200 万円以下の人
次の①と②のいずれか小さい額の 5%(県民税 2%、市民税 3%)に相当する額
①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
・合計課税所得金額が 200 万円超の人
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5%(県民税 2%、市民税 3%)に相当する金額
①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額	
障害者控除	基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超	950万円超
	普通	1万円			950万円以下	1,000万円以下
	特別	10万円			4万円	2万円
ひとり親控除	配偶者特別	22万円	配偶者控除	老人	10万円	6万円
	寡婦控除	1万円			5万円	3万円
	母	5万円			18万円	
勤労学生控除	父	1万円	扶養控除	老人	10万円	
					同居老親等	13万円

(住宅借入金等特別税額控除)
前年分の所得税において平成 21 年から令和 8 年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額(97,500 円を限度)を超える場合には、当該金額)に市民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで(地方税法附則第 61 条の既定の適用がある場合は令和 4 年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別別特定取得を含む。)又は特例特別別特定取得に該当する場合には「100 分の 5」を「100 分の 7」とし「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年もしくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額)

は、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)を乗じて計算した額が延滞金(1,000 円未満の場合は全額切り捨て、1,000 円以上の場合は 100 円未満の端数を切り捨てます。)として加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。
■ 非課税となる人
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
・障害者、未成年者、寡婦または寡夫で合計所得金額が 135 万円以下の人
・合計所得金額が【31 万 5 千円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10 万円+18 万 9 千円】以下の人については、均等割は課税されません。ただし、同一生計配偶者および扶養親族が共にいない人は、18 万 9 千円の加算はありません。
■ 所得割の非課税
総所得金額等が【35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10 万円+32 万円】以下の人については、所得割は課税されません。ただし、同一生計配偶者および扶養親族が共にいない人は、32 万円の加算はありません。
■ 徴収方法の変更について
税額の変更等により特別徴収されないこととなった額がある場合は、普通徴収の方法によって徴収することとなっています。

■ 税率

所得割			
市民税		県民税	
課税総所得	税率	課税総所得	税率
一律	6%	一律	4%
均等割			
3,000円		1,500円	
森林環境税(国税)		1,000円	

扶 養 控 除	障害者控除 (特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)	26万円 30万円 53万円
	寡婦控除	26万円
	ひとり親控除	30万円
	勤労学生控除	26万円
	一般	33万円
	特定	45万円
	老人	38万円
	同居老親等	45万円
	被扶養者の所得金額	控除額
	58万円超95万円以下	45万円
特 定 親 族 特 別 控 除	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円
	納税者本人の所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
基 礎 控 除	2,500万円超	0万円

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超330万円以下	79.79%
330万円を超695万円以下	69.58%
695万円を超900万円以下	66.517%
900万円を超1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

(配当控除)

種類	課税総所得金額	市民税	県民税
利益の配当等	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
証 券 投資信託等	1,000万円超の部分	0.4%	0.3%
	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
	1,000万円超の部分	0.2%	0.15%

■ 分離課税

	課税標準額	市民税	県民税
課税長期譲渡所得金額	一般の譲渡	3.0%	2.0%
	優良住宅地等に係る譲渡	2.000万円以下の部分	2.4%
	2.000万円超の部分	3.0%	2.0%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下の部分	2.4%
	6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	国または地方公共団体等に 対する土地等の譲渡	3.0%	2.0%
	上記以外の譲渡	5.4%	3.6%
株式等に係る譲渡所得等の税率	上場株式等の配当等の所得の税率	3.0%	2.0%
	先物取引等に係る雑所得等の税率	3.0%	2.0%

【お問い合わせ先】

府中市総務部税務課

〒726-8601 広島県府中市府川町315番地

■課税・税証明に関すること	市民税係 ☎(0847)44-9126
■納税・口座振替に関すること	債権管理対策室 収納係 ☎(0847)44-9129